

全国大学獣医学関係代表者協議会 獣医学教育改善検討委員会 規程

(名称)

第1条 本会は獣医学教育改善検討委員会（以下「委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 全国大学獣医学関係代表者協議会（以下「協議会」という）規約第2条に基づき、獣医学教育の改善と向上を図ることを目的とする。

(委員会の組織)

第3条 獣医学教育改革委員会は、全ての獣医学教育を行っている大学（獣医大学）から推薦された委員をもって組織する。

- 2 委員長は、協議会・コアカリキュラム検討委員会委員長とする。
- 3 副委員長を置くことができ、委員長が指名する。
- 4 委員は、各獣医大学から選出された教員とする。
- 5 委員長が認めた場合、4項以外の者を委員とすることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は原則2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 推薦した各獣医大学からの申し出によって、任期中の委員交代を可能とする。新たに選任される委員の任期は、前任者の在任期間とする。

- 3 第3条第5項の委員の任期は、委員長が決定する。

(検討事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 獣医学教育内容の改善
- (2) 獣医学モデル・コア・カリキュラムの改訂
- (3) 獣医学共用試験（vetCBT）出題範囲
- (4) その他獣医学教育改善に資する事項

附則

本規程は2021年4月1日から施行する。